

2019 年度後期（第 11 期）官民協働海外留学支援制度 ～トビタテ！留学 JAPAN 日本代表プログラム～ 学内募集要項

本制度は、2020年までに我が国の学生の海外留学を倍増するという政府の目標の下、官民が協力して海外留学を支援するために創設された「グローバル人材育成コミュニティ」に参画する企業からの支援により、独立行政法人日本学生支援機構（JASSO）が“産業界を中心に社会で求められる人材”、“世界で、又は世界を視野に入れて活躍できる人材”の育成という観点から支援する制度です。

本制度への申請希望者は、学内募集要項及びJASSOのトビタテ！公式ホームページに掲載されている「平成31年度官民協働海外留学支援制度～トビタテ！留学JAPAN日本代表プログラム～募集要項」(<https://tobitate.jasso.go.jp/document/>)を確認のうえ、下記の要領で申請書類を提出してください。

記

1 応募資格

- (1) 平成31年度官民協働海外留学支援制度～トビタテ！留学JAPAN日本代表プログラム～募集要項「5 支援の対象 (2)留学計画の要件」を全て満たしていること。
※第 11 期は、留学先での受入が 2019 年 8 月 10 日（土）～2020 年 3 月 31 日（火）までの期間に開始される留学で、留学先での受入期間が 28 日以上 2 年以内の留学を対象としています。
- (2) 平成31年度官民協働海外留学支援制度～トビタテ！留学JAPAN日本代表プログラム～募集要項「9 派遣留学生の要件」を全て満たしていること。
- (3) 申請時において、本学に在籍している者。
- (4) 留学期間を通して本学に在籍する者で、留学終了後、本学で学業を継続又は本学の学位を取得すること。

2 申請にあたって（エントリーメールの送付）

申請を希望する学生は、以下の情報を記載したエントリーメールを、PCのメールアドレス（添付ファイル対応が可能なもの）から下記の国際課送信先に送付してください。

トビタテ！公式ホームページ上でのオンライン申請に必要なキーコードを返信します。

その後の連絡は、このエントリーメールの送信元メールアドレス宛に送りますので、頻繁にチェックするようにしてください。

国際課送信先：scholarship-abroad-ic@imj.tmu.ac.jp

メール件名：トビタテ第 11 期応募予定（氏名）＋申請予定コース名

（例：トビタテ第 11 期応募予定（首都太郎）新興国コース

メール本文：①学修番号 ②所属 ③学年 ④氏名 ⑤PC メールアドレス

（携帯アドレス不可）⑥携帯電話番号

3 申請書類

以下のとおり、(1) 本学所定の申請書類 及び (2) 官民協働海外留学支援制度～トビタテ！留学 JAPAN 日本代表プログラム～が定める応募学生申請書類を作成し、国際課へ提出してください。

(1) 本学所定の申請書類

下記①②の本学所定申請書類の様式は、国際センター・国際課ホームページからダウンロードし、記入のうえ国際課に提出してください。

(http://www.ic.tmu.ac.jp/study_overseas/sb_scholarship_tobitate.html)

- ①2019 年度後期（第 11 期）官民協働海外留学支援制度～トビタテ！留学 JAPAN 代表プログラム～学内申請書・・・1 部（両面印刷またはホチキス止めで提出すること。）
- ②官民協働海外留学支援制度～トビタテ！留学 JAPAN 日本代表プログラム～家計基準確認フォーム及び家計所得を証明する書類・・・1 部
（初めから大学オープンコースに申請を希望する場合は提出不要。）

(2) 官民協働海外留学支援制度～トビタテ！留学 JAPAN 日本代表プログラム～が定める応募学生申請書類

下記③～⑥については、学生自身でトビタテ！公式ホームページのオンライン上で入力及び添付書類のアップロードを行い（<https://www.tobitate.mext.go.jp/>）、オンライン申請したものをプリントアウトのうえ国際課に提出してください。

なお、記載必須事項等の詳細については、「平成 31 年度官民協働海外留学支援制度～トビタテ！留学 JAPAN 日本代表プログラム～募集要項」をご参照ください。

- ③官民協働海外留学支援制度留学計画書（顔写真データ要添付）・・・1 部
- ④自由記述書（記載必須事項あり。A4 版 2 枚迄、フォントサイズ 11 以上）・・・1 部
- ⑤【「未来テクノロジー人材枠」へ応募の学生のみ】
自由記述書に記載した、学習状況や成果・実績を証明する書類
（様式自由、ただし推薦状を提出する場合は記載必須事項あり）・・・1 部
- ⑥申請時点で留学先機関の受入許可証等、留学計画の実現性を証明できる文書等の写し・・・1 部 ※申請時に提出可能な場合のみ提出すること

※留学計画書には、留学の目的に沿った実践活動（インターンやボランティア、フィールドワーク等）を必ず含めて記載してください。

※申請書類は全て A4 サイズ、フォントサイズ 11 以上に統一してください。

※オンライン上でアップロードする PDF のファイルサイズは 2MB 以内で作成してください。

4 申請書類の提出期限

2019 年 2 月 12 日（火）15 時まで（時間厳守）

※申請は、オンラインフォーム上で「学校へ申請」を押し、かつ、国際課に申請書類等の提出をもって完了となります。

※オンラインフォーム上の作成途中の計画書は対象になりません。

※提出期限を過ぎた場合は、いかなる理由があっても一切受け付けません。

5 提出先

国際課留学生交流係 窓口（南大沢キャンパス国際交流会館 1 階）

6 JASSO への申請までの流れ

- ①国際課にて、学生から提出された家計基準確認フォーム及び家計所得を証明する書類について、「大学全国コース」（家計基準あり）に応募可能かどうかを確認。
- ②国際課にて、留学計画書、自由記述書、受入許可証等を確認。

- ・不備等あった場合→学生に連絡。学生は加筆修正のうえ、国際課の指示に従いシステムに再度アップロードする。
- ・問題ない場合→国際課がシステム上で承認をすることで、正式に JASSO への申請が完了する。

※不備がある場合には、べ切前・べ切後を問わず、オンライン上で学生に差し戻して修正を求めることがあるので、必ず頻繁にメールをチェックすること。返信・修正がない場合は、申請できないことがあるので、注意すること。

7 その他注意事項

- ①本学におけるその他の経済支援との併給はできません。
- ②在学・休学を問わず、本プログラムによる留学により本学での履修や研究を一時中断することについて、必ず所属研究室や所属ゼミナールの教員等の関係者に事前に相談・連絡をしてください。また、所属学部・研究科教務係に、留学後の履修に関し確認してください。
- ③本制度による派遣留学生は、出発日から帰国日までを保険期間とする補償内容（治療・救援費用 1 億円以上）の海外旅行保険及び本学が指定する海外安全危機管理サービスに加入してください。
- ④留学先機関等が未定であっても応募は可能、また「実践活動」の具体的受入れ先機関名を記載しなくても応募は可能ですが、すでに留学先への応募や「実践活動」受入れ機関と交渉段階にあることが証明できる場合は、その文書等を提出してください。
- ⑤留学計画書についてはオンライン入力となりますが、システムは 12 月 3 日にオープンする予定です。その前に下書きや、記入項目を見たい場合には、「システム入力画面 PDF データ」を利用してください（トビタテ！公式ホームページからダウンロード可能です）。
- ⑥申請コースの選択や計画書の書き方等、不明点は早めに国際課に相談してください。

8 関連するホームページについて

- ①文部科学省による「トビタテ！留学JAPAN日本代表プログラム～」紹介サイト
<https://www.tobitate.mext.go.jp/>
- ②平成31年度官民協働海外留学支援制度～トビタテ！留学JAPAN日本代表プログラム～募集要項
<https://tobitate.jasso.go.jp/document/>
※2017年度から、JASSOが示す家計基準を満たさなくても応募できる「大学オープンコース」が創設されました。
- ③国際センター・国際課ホームページ
http://www.ic.tmu.ac.jp/study_overseas/sb_scholarship_tobitate.html

【本件問合せ先】

首都大学東京管理部国際課

留学生交流係 酒井

電 話：042-677-1111（内線 5718）

直 通：042-677-2047

Email：scholarship-abroad-ic@jmj.tmu.ac.jp